

丸亀コミュニティバス時刻表広告募集要項

市では財源確保策の一つとして、市が管理する印刷物や施設などへの広告掲載を行っています。今回、丸亀コミュニティバス時刻表に、丸亀市広告事業実施要綱（平成 18 年告示第 41 号。以下「実施要綱」といいます。）及び丸亀市広告掲載基準のほか、次の事項を定めて広告の掲載を希望する方を募集します。

1 広告について

掲載媒体	丸亀コミュニティバス時刻表（令和 4 年 10 月 1 日改正分） B3 サイズ折り有り
広告位置	表面
広告枠の大きさ	縦 55mm×横 121mm
募集枠数（別表）	1 枠
刷色	カラー
時刻表材質	マットコート紙 90 kg
広告掲載期間	時刻表を印刷し市が使用を終了するまでの期間または次回時刻改正までの期間のうち短い期間
時刻表作成枚数	61,000 枚
広告掲載料	1 枠 50,000 円（税込）

2 申込方法等について

申込方法	丸亀コミュニティバス時刻表広告掲載申込書（様式第 1 号）に広告の内容が分かる原稿案その他の書類を添えて、直接又は郵送で下記へ申し込んでください。
申込先 （問合せ先）	〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号 丸亀市都市整備部都市計画課計画担当 Tel 0877-24-8812 Fax 0877-24-8866 E-mail toshikei-k@city.marugame.kagawa.jp
申込期限	令和 4 年 8 月 12 日（金）まで（必着）
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none">・申込みに要する一切の費用は申込者の負担とします。・申込書類の内容は軽微な修正を除き変更できません。・申込書類は理由の如何に係わらず返却いたしません。・申込書類は丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号）の規定に基づき公開することがあります。

3 広告掲載申込資格者について

丸亀市内に事業所等を有し、市税及び水道料金を完納しているものとします。

4 広告の選定方法について

広告掲載の承認は、実施要綱第 5 条の規定に基づいて行います。応募多数の場合は、公共性の度合い等を勘案して、実施要綱第 9 条の規定に基づき優先順位を決定し、同順位のもの複数ある場合は抽選等により決定します。

5 広告掲載の決定等について

広告掲載の承諾・不承諾を決定し、決定通知書（様式第 2 号）を送付します。広告掲載の承諾決定通知書を受けた申込者（以下「広告主」といいます。）は、下記期限までに広告掲載料の納付及び版下原稿を提出するものとします。

掲載料の納付期限及び 版下原稿の提出期限	令和 4 年 8 月 26 日（金）
-------------------------	--------------------

※ 版下原稿は、完全データで入稿するものとします。

6 広告内容の変更について

丸亀コミュニティバス時刻表作成後は広告内容の変更はできません。ただし、軽微な内容の変更であり、変更を求める広告主において変更後の丸亀コミュニティバス時刻表作成経費等を負担する場合は、変更を認めるものとします。シール修正、新規印刷など変更方法については別途協議します。

7 広告掲載の取消しについて

広告主が指定期日までに広告掲載料を納付しない場合や版下原稿を提出しない場合、その他市長が広告の掲載が適切でない判断した場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。（実施要綱第 12 条）

広告掲載を取り消した場合は、すでに納付された広告掲載料は返還しません。

また、市は掲載取消となった広告部分を消去して新たに時刻表を作成しますが、その作成に要する費用は、掲載取消となった広告主の負担とします。

8 広告主の責務について

広告主は、丸亀コミュニティバス時刻表に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。（実施要綱第 16 条）

広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければなりません。また、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。